

中央防災会議 防災対策実行会議（第5回） 議事録

日 時：平成26年7月29日（火）13:30～15:00

場 所：官邸2階大ホール

- 定刻になりましたので、ただいまから第5回「防災対策実行会議」を開会いたします。
この会議の座長代理として進行を務めさせていただきます、防災担当大臣の古屋でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。
それでは、早速、座長であります官房長官から御挨拶を頂きます。
- 委員の皆さんには大変お忙しい中、こうしてお集まりを頂きましたことに感謝を申し上げます。
本日の会合では、幾つかの重要な論点のうち、特にこの防災対策実行会議の下に2つのワーキンググループを設置することについて、御協議を頂きたいと思います。
1つ目は、災害対策標準化推進ワーキンググループであります。これは多様な主体が活動する災害時において、各機関の円滑な連携、そして効率的な活動を図るための災害対策の標準化を推進するために検討するものであります。
2つ目は、防災関連調査研究の戦略的推進ワーキンググループであります。これは災害対策に関する調査研究の現状を把握し、今後の方向性の検討などを行い、各機関における効果的な調査研究を促すものでございます。いずれも今後の効率的な災害対策の実施のために不可欠であると考えております。
また、放置車両対策については、今年2月の豪雪や首都直下地震等の大規模災害の際に、迅速な人命救助、そして孤立集落支援等の対応に不可欠なものであると考えております。この秋の臨時国会にも災害対策基本法の改正案を提出することを予定しております。
本日は公務のため冒頭の挨拶だけで失礼をいたしますけれども、委員の皆様の闊達な御議論を心からお願ひを申し上げます。
- では、報道の方はここで退室をお願いしたいと思います。
(報道関係者退室)
- 官房長官はここで退席をいたします。
(菅官房長官退室)
- まず、1つ目の議題であります災害対策標準化推進ワーキンググループの設置につきまして、統括官から説明をしてください。
- それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

ただいま官房長官からもお話がございましたけれども、この防災対策実行会議は、中央防災会議の専門調査会という位置づけでございますが、このたび防災対策実行会議の下に、災害対策標準化推進ワーキンググループと、防災関連調査研究の戦略的推進ワーキンググループという2つのワーキンググループを新たに設置したいと考えております。

資料2をお開きください。災害対策標準化推進ワーキンググループの設置について御説明いたします。災害対策の標準化につきましては、本会議の前身である検討会議におきまして、一昨年おまとめいただきました報告書などにおきましても提言を頂いたところでございます。

災害時には関係機関の連携が円滑に図られること、また、広域的な応援体制が早期に構築されることが必要であり、そのためには災害対策の標準化が重要となります。

2ページ、昨年度、内閣府において学識経験者によります災害対策標準化検討会議を開催いたしまして、標準化に関しますガイドラインの構成、想定される具体的標準化項目などについて検討を行ったところでございます。

3ページ目に、そのイメージが書いてございます。今後、標準化に係るガイドラインを作成し、関係機関にて活用していただくためには、しっかりとした場での議論が必要となりますので、本実行会議の下にワーキンググループを設置して、災害対策の標準化の推進について検討していただきたいと考えてございます。

1ページ目の右上に書いてございますが、大体年度内を目途にガイドラインの素案を策定したいと考えております。

以上でございます。

- それでは、まずこのワーキンググループの設置について、御質問、御意見があれば承ります。では、どうぞ。
- 広域災害時に特にこういう標準化というものが必要ということは、かねてから御担当の方々から伺っております。例えばハードにおいて無線の周波数が違って連絡がとれなかったですとか、いろいろ伺っております。その一方で、同時にソフトについてももちろん標準化が必要であると思えます。

しかし、御留意いただきたい点が幾つかあると思えます。その1つは標準化というものを一度してしまいますと、標準化のとおりには絶対災害が来ない。災害が全て形を変えてやってくるということを忘れてはならないということだと思えます。例えばマニュアルですとかハザードマップをつくって一方的に配付をすることへの危惧が、現場のレベルでは叫ばれています。つまり、そういうものがあればこれをやればいいのでしょうか。あるいはこれ以外の場所は安全なのでしょうと理解されるということです。

ですから、この標準化というところもソフトの部分においては、これは最低限の標準化であり、臨機応変に現実に即して変容させていただくこと。そして、この標準化もやるごとにレビューして見直していただくこと。そこまでを含めての標準化をぜひお願い

したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

- では、どうぞ。
- 宮崎県知事です。

1点、本題に入る前にお礼を一言だけ。複合型の避難施設です。以前よりこの場でお願いをしておりましたが、補助率のかさ上げ措置を認めていただけるということで、古屋大臣を初め国交省、また、関係の皆様には大変感謝をしております。さすが防災対策を実行していただける会議だということで、地元でも感謝の声が高まっています。西村副大臣にも現地を見ていただきましたが、宮崎市で具体的に今年度中の整備を進めていきたいと考えております。

この標準化のワーキンググループでございます。昨日も本県で南海トラフの九州ブロック協議会が開催されたところでございます。昨年度の防災訓練等を踏まえてさらに連携の必要性というものを議論し、今年10月にもまた改めて別の形での訓練を行うこととしておりますが、関係機関、国のみならず自治体、各種団体が連携をする仕組み作りは大変重要なことだと考えておりますので、このワーキンググループにおかれましても、共有できる仕組み作りをぜひお願いしたいと考えております。お礼を込めてということでもあります。

- ありがとうございます。では、どうぞ。
- 南海トラフの最終報告書でこういう言葉を入れたのは、実はアメリカ合衆国が2005年のハリケーン・カトリーナの対応で失敗いたしまして、1,800人亡くなったということなのですが、その後、2012年のハリケーン・サンディで、その教訓を踏まえて災害対応の標準化をやって、死者が132人とどまったということなのです。

ですから、巨大災害に対してはこのような標準化をやらないと、政府、各自治体がばらばらな対応をやるということが、連携ができないということにつながりますので、後の南海トラフの行動要領のところにも関係いたしますけれども、中小災害は私どもの経験で乗り切れる。でも首都直下とか南海トラフは、これをやっておかないととんでもない混乱になるということですので、先ほどおっしゃったように、そのとおりに起こらないのですけれども、何をやるかということきちんと共有しているということはとても重要ですので、ぜひ標準化を進めていただきたいと思います。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 標準化ということは非常に重要なことなのですが、それと同時に、これは結局、応援するほうの計画、もっと重要なのは受援計画ですが、結構おこなっているのです。ですから、標準化は必要不可欠ですが、それと同時に応援を受けるほうの体制、特に市町村の体制が弱いので、そこをしっかりとやるようにしなければいけないし、応援の計画ももちろんそうですけれども、それと同時にマッチング。応援するほうと受援するほうのマッチングの仕組みも今、非常に多様化していて、姉妹都市とかそういう形でやる場合もありますし、様々な協定でやる場合もあります。そういうものの調整も極めて重要だ

ろうと思っています。

もう一つ、これは質問なのですけれども、防災基本計画あるいはBCPの計画との関係ですが、多分その下に具体的に標準化する内容がつくと思うのですけれども、今でも防災基本計画は非常に厚くて、市町村の人は読みこなすのは大変なのですが、標準化をしてさらに詳細になると、相当しっかり教育訓練しないと、受け手のほうは標準化についていけない可能性があるのです、その辺もしっかりやってほしいと思います。

○ ほかによろしいですか。どうぞ。

○ ぜひ進めていただきたいと思います。ただ、標準化の場合、2ページ等を見ていると結果として要望、形としてガイドラインというものが標準化した結果が並んでくる可能性があって、どうしてもこういうガイドラインになると結果だけを勉強して、形を受け入れるというふうになりがちですので、このガイドラインの基本的な考え方とか、このガイドラインの意味するところという解説も含めて、先ほどほかの委員もおっしゃいましたけれども、教育も含めて、ぜひ形式を共有化することにならないようにしていただきたいと思います。

○ ありがとうございます。特にございませんか。

統括官、今の中で何かお答えできることはありますか。特に受援側の計画、支援とか体制とか教育の充実等々について、具体的に災対法の改正をして取り組んでいる、その辺も含めていかがですか。

○ 今回の標準化は非常に幅広い内容を含んでございますので、こういった項目をあらかじめ定めおかなければいけないかという意味での標準化から、それこそ資機材の周波数といったものまで、かなり幅広い内容を含んでございますので、そういった点についてしっかり考え方を整理して、委員からお話がございましたように対応していきたいと思います。

また、委員の御指摘も大変重要な御指摘ですので、その辺はしっかりガイドラインの中にも、そういった面を書き込んでまいりたいと思っております。

委員から御指摘のありました受援側の話でございます。後の議題でも出てきますが、今、南海トラフ、首都直下地震それぞれにつきまして具体計画というものを定めようとしております。どこからどれぐらいの規模の応援を派遣するのかということは今、整理してございまして、そういったことも含めて具体の計画の中で、今度は受援側としてどういったようなところに、どういうふうを受け入れていくのか。その場合の連絡といたしますか、情報の伝達等をどうしていくのかということ、きちんと整理してまいりたいと思っております。

防災基本計画が大変大部になって読みづらいということについては問題意識を持っておりまして、今、全体的な見直しのあり方について検討を進めている最中でございます。またよろしく申し上げます。

○ ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

○ 最後に、こういうことを進めるときには適切な情報があるという前提なのですが、その前提条件を最悪の被災シナリオを考えて、適切な情報がないという前提で標準化を進めていただきたいと思います。というのは、大災害になりますと情報がないということが一番大きなネックになりますので、その点、何々であればという仮定のもとで進めるという議論は、ぜひやめていただきたいと思います。

○ ありがとうございます。

私から過日、eガバメントの関係で災害対策の関係閣僚会議を開会させていただきまして、地方公共団体と国とそれぞれのセクターがいかに関係を共有していくか。これは極めて大切ですので、そういった取組もしていこうということで、総務省がもちろん中心になって対応をしていただけたらと思いますが、クラウドシステムを使って対応していくとか、いろいろ具体的なことも考えて、正しい情報を国も地方もしっかり共有する。これは極めて重要でございますので、そんな対応もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

もう一点、これは大規模災害ということに限らず、被災をした地方公共団体が2回目の提言書を出したのです。ついこの間。被災地の地方公共団体からの提言。冒頭は、11カ条の教訓から始まっているのです。最初は避難勧告を躊躇するな。第2条は、判断の遅れが致命傷になる。途中、お金のことは何とかなる。だからしっかり対応しろというようなこととか、非常に被災をして大変苦労した教訓から、そういう冊子もつくっておられるようでございまして、非常に地方公共団体も問題意識を持って取り組んでいただいているということを実感いたしましたので、もしご覧になっていなければ。あれはどこでしたっけ。

○ 水害サミットで豊岡市長。

○ 毎日新聞社が編集に協力していただいたということです。

ほかになればこれでよろしいですか。最初の標準化ワーキンググループのほうは。政府側もこれでよろしいですね。ありがとうございます。

では、次は戦略的推進ワーキンググループです。

○ 資料3をご覧ください。防災関連調査研究の戦略的推進ワーキンググループの設置についてでございます。

自然災害に係る防災対策に関する調査研究につきましては、各省庁、独立行政法人、大学、民間など、様々な主体により実施されておりますけれども、どこで、誰が、どのような研究を実施しているか集約、整理されてはいない状況でございます。

また、これに関連いたしまして、各調査研究の連携・調整が必ずしも十分ではない。あるいは防災対策のニーズと調査研究のマッチングが不十分であるとか、あるいは調査研究の成果が防災対策に具体的に反映されているかどうかという点につきましても、いろいろな課題ということがございます。また、今後の方向性がはっきりしないという課題も見受けられるところがございます。

防災関連調査研究の戦略的推進ワーキンググループは、これらの課題を解決するために調査研究に関する情報の集約・整理・共有化、防災対策ニーズと調査研究のマッチング、フォローアップの実施等を行いまして、防災対策に関する調査研究の効率的・効果的・戦略的な推進を図るものとして、新たに本実行会議の下に設置しようとするものでございます。

以上でございます。

- ありがとうございます。

質問の前に、前のテーマですけれども、標準化のワーキンググループは設立ということで御異存ないということで、そういうことでやらせていただきます。よろしくお願いたします。

では、今の戦略的推進ワーキンググループの関連について、御質問や御意見を承りたいと思います。

- ぜひこのワーキンググループも推進していただきたいと思っておりますが、1つ強い要望がございます。

防災関連というか、幅広く言うと安全調査関係の研究の推進に関して、課題としては連携、調整が不十分というお話がありましたが、この前に体系化がなされていないのです。要するに本来、防災研究はどういう分野をカバーしておくべきかという体系があって、それに事実、関係を貼りつけてみて、何が不足しているか、どう連携があるかということをやるとすべきだと思うのですが、どうしてもこういう調査は既存の研究をつなぎ合わせ、比較するというところでとどまってしまう。

その場合、何が問題かということ、特に日本の場合は研究の必要性等の客観性を強く要望することがあって、どうしても研究が再発防止になって、起きたことに対してはニーズも明らかですし、研究テーマも明確なので、どうしてもそこが集中的にやっていますが、どうも研究テーマとしてすごく強い、山のようところがぼつぼつとあるけれども、間が非常にすかすかとか、そういう状況がある。

そのためには我々は阪神・淡路大震災を経験したにもかかわらず、東日本大震災が防げなかったという強い反省のもとに、再発防止から未然防止へという取組のためには、起きたことへの再発防止への研究ではなくて、まだ可能性のあることまで研究できる、防災研究体系化の下に、この調整を進めていただきたいということを強くお願いしておきます。

- どうぞ。
- 2点あるのですが、1つは、防災とか減災に関しては、ファンドは文部科学省の科学研究費から始まってたくさんありますので、キーワードに防災とか減災というものが書かれた場合は、必ずポータルサイトにその成果が報告されるような仕組みをつくられたほうが、探しに行くということをするとうれしいので、ですからキーワードで災害に関係する成果というものを必ずこのポータルサイトに入っていくような仕組みがまず要

と思うのです。それから、幸い我が国には災害関連の大きな学会が3つありますので、この学会の協力を得て、ここに書いてございます集約・整理・共有化あるいは調査研究のマッチング、フォローアップの実施というのも、下部の組織で学会の横断的な組織をつくっていただいたら、かなりうまくいくのではないかと思います。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 大学あるいは学会というところの調査は今、先生方がおっしゃったようなことでだんだん集約できていくかと思いますが、もう一つ、国ですとか自治体がかかりの被災地に対する調査を行っていると思うのです。自分がたまたまその何かメンバーにかかわればわかるのですが、そうでないとなかなか何省が何の調査をしている、何省は何の調査をしている、実は立派な調査があるのですが、それがわからないことが多いので、ぜひその部分も調査をやっていること自体と、できれば結果も同じようにポータルサイトなりで公表していただけると大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- ありがとうございます。

ほかにはございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、御意見もないようでございますので、防災関連調査研究の戦略的推進ワーキンググループを設置することとさせていただきます。

次の議題でございますが、大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本指針についてを議題といたします。厚生労働省から御説明をお願いいたします。

- 御説明申し上げます。厚生労働省でございます。

資料4をご覧くださいと思います。本指針案は東日本大震災等における御遺体の埋火葬、搬送等で発生した課題を踏まえまして、関係省庁の緊密な連携のもとに大規模災害発生時における御遺体の埋火葬、搬送等の円滑な実施に資するために、大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議を開催いたしまして、同会議において今後の大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本指針案として取りまとめたものでございます。

まず、本指針案の趣旨として、大規模災害が発生した場合における御遺体の埋火葬、搬送等の円滑な実施に資するため、関係省庁の連携や対応に関する基本的な事項を定めるものであることを明らかにしております。

次に、具体的な内容ですが、大きく分けて平時における備えと、実際に災害が発生した場合の対応との2点から構成されております。

まず平時の備えのほうですが「2. 大規模災害に備えた体制の確保」として整理しております。平時におきましては関係省庁連絡会議を適宜開催し、政府として(1)災害時の御遺体の埋火葬・補完に関する資機材の確保や搬送等に関して関係団体との協力関係を強化し、これらの物資の確保等に係る地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進のため協力するものとしております。

現在、地方公共団体におきましては、関係団体との間で協定の締結が進められておりますが、国レベルでも関係省庁と関係団体の全国組織との連絡会議を開催し、連携体制の推進を図ることとしております。

(2) では、厚生労働省におきまして都道府県における広域的な火葬の確保のための計画の策定など、広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を図ることとしております。

次に、実際に災害が発生した場合の対応についてですが「3. 大規模災害時における対応」にありますように、緊急災害対策本部とも連携しながら、関係省庁連絡会議を適宜開催し、省庁の密接な連携のもとに対応を進めることとしております。

具体的にはあわせて配付させていただいております4ページ目の図をご覧くださいと思いますが、厚生労働省におきまして被災地の都道府県等と連絡をとり、被災状況等の情報を収集するとともに、その要請内容を把握し、関係省庁と情報交換を行います。その上で、都道府県を超える御遺体の広域火葬の実施のため、近隣の都道府県に対しては御遺体の火葬の受け入れや、火葬人員の確保等について協力を要請いたします。

また、平時に締結された協定をもとにして、関係団体に対して資機材や搬送、燃料等に関する協力を要請することになります。

今後、関係省庁と関係団体との連絡会議を開催するとともに、必要に応じて関係省庁連絡会議を適宜開催し、御遺体の埋火葬、搬送等の円滑な実施について実のあるものにしていきたいと考えておりますので、関係省庁の皆様方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

ただいまの説明について、まず副大臣からお願いします。

○ 東日本大震災においては、1万5,000人を超える死者が生じまして、御遺体の埋葬や火葬などが大きな課題になったところでございます。今後、大規模な災害が発生し、多数の死者が生じた場合に備え、御遺体の埋葬や火葬などに関する対策を講じていくことが大変重要でございます。

今般、大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議において、大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針案、今、御説明したものでありますが、取りまとめたものでございます。

この指針案にありますように、平時から関係省庁及び関係団体において連携体制を構築しておくとともに、大規模な災害が発生した場合に関係省庁が力を合わせ一丸となって取り組むことが、御遺体の埋葬や火葬などを円滑に行う上で不可欠ですので、今後とも関係省庁の特段の御協力をお願いしたいと思います。

○ ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

- これはこれでいいと思うのですが、もう既に兵庫県はこれをやっておりますので、御参考に頂いたらいいと思うのです。

問題は、遺体が見つからない。つまり南海トラフの巨大地震は 32 万人の犠牲のうち 23 万人が津波なのです。東日本大震災は今 2,600 人の遺体が見つからない。これを 3 年後に当てはめると、南海トラフで 3 万 3,000 人の遺体が見つかっていないという状況なのです。ですから、遺体捜索をどうするのかということを事前に考えておかないと、途中でやめるわけにはいかない。だから事前にどういう状況になったらとりあえずやめるのかということを考えていかなければいけない。

それから、今日御提案のものも、実施の基本的指針はいつまで有効なのか。ずっと続けるのか。要するに御遺体がだらだら出てくるわけです。ですから、こういう体制をいつまでも続けるわけにもいかないというので、始めるのはいいのですが、終わるといのはとても難しいと思うのです。ですから、これにまつわる非常に難しい問題が幾つか散見されますので、その辺の配慮をぜひお願いしたいと思います。

- これについて何かありますか。
- まず、平時の体制作りといたしまして、既に 29 の都道府県が広域火葬計画あるいは地域防災計画の中でこういった対応を進めている、策定しているということですが、今後さらに進めていただきたい。国としても促したいと思っております。

また、関係団体との協定の締結状況も、例えば全国霊柩自動車協会ですとか、全日本葬祭業協同組合連合会とか、御遺体の搬送あるいは葬祭業務について協定を締結しているところが、若干の入り繰りありますけれども、37 都道府県ずつぐらいございますので、それをさらに進めていきたい。

具体的に災害が発生した場合は、それはそのときの状況に応じて関係省庁連絡会議なんかも開きまして、また被災自治体とも連携をして、適宜ケース・バイ・ケースできっちり対応していきたいと思っています。

- どうぞ。
- 今、大変貴重な御意見を頂いたと思います。期限をどう考えるかということで、本当にだらだらということはなかなか難しい話でございまして、今、いつまでということは答えが出ませんけれども、今までの例とか、そういうものを加味しまして、省内でそういう部分をしっかりと議論していきたいと思っています。

- どうぞ。
- 大変ありがたい指針を示していただいたと思っております。

本県では、葬祭業組合と棺の供給等については既に協定をやっているわけですが、広域活動計画というのは十分まだ進んでいないわけでありまして、しっかりとこういう指針を踏まえながら、また、共通のルール作りなどもお願いをしながら進めていきたいと思っております。

改めて調べてみましたら、本県での 1 日の火葬処理能力は大体 200 件ということであ

ります。南海トラフで最悪の場合、約3万5,000人が亡くなるということでもありますから、県内で全部処理しようとする170日もかかってしまう。大変な状況だったんだなということを改めて認識をしておるところでありまして、しっかりと連携を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 東日本大震災のときに、行方不明者と津波でお亡くなりになられた方の御遺体を安置する場所にいた行政の職員さんとお話することがあったのですが、大規模災害で津波の災害の場合は、御遺体の損傷が非常に激しくて、それを受け入れた行政の方々の精神的な負担は非常に大きかったと思うのです。ですので、こういうこととともに、メンタル的なケアというものとか、あとは日常からどういう検証をするのか、いいのかわかりませんが、そういうものも加えておかないといけないのではないかととても感じています。

以上です。

○ どうぞ。

○ 同じような話なのですが、結局、大規模災害になると身元不明の方が相当出てきて、この人たちは簡単にどこかへ搬送してというわけにはいかなくなってしまうわけです。そういう人たちについてどうするのかということも決めておく必要がありますし、恐らく困ると広域応援のいろいろなところにも頼むし、県にも頼むし、いろいろなところに頼むわけで、そうすると恐らくしっかりしたデータベースで管理をしないと、一体どうなっているのかというのはさっぱりわからない状況のまま、この数が二重、三重にふえてくることもあるのではないかと。

そういうことも含めて全体調整、広域応援でやるのか国がかなり関与してやるのか、その部分、両方動いてしまって混乱する可能性もあるので、ぜひ事前にいろいろな形でシミュレーションをやっていただいて、東日本大震災のケースが非常にいいケースなので、そのときにこういうふうにしていけばよかったという、その方式をぜひ見つけていただきたいと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。事務方から特に今の御指摘いただいた点で。

○ 東日本大震災の場合の御遺体の身元不明者についての身元の確認につきましては、聞いているところでは歯科医師会も非常に積極的に活動なさいまして、いろいろな応援も得ながら、歯型の確認も含めて協力していただいたと聞いておりますし、メンタルケアというお話もございましたけれども、自治体の職員の心のケアの問題もかなりクローズアップされたと聞いております。そういう意味で保健師さんですとか、その他メンタルヘルスの専門職種なども、これは応援に入っています。

救急医療としての応援がまず急性期は必要ですが、その後、慢性期になるにつれてそういう精神的な問題を抱えた方がふえてまいりますので、被災地住民の心のケアだけではなくて、応援する側、支援する側のケアということも十分承知しておりますので、今後、引き続き行っていきたいと考えております。

- ありがとうございます。どうぞ。
- よけいなことですが、なぜこれだけ遺体が見つからないかといいますと、亡くなった方は溺死なのですが、いわゆる窒息で亡くなっているのです。つまり、けがをして息ができなくなって亡くなっているのです。水をたくさん飲んで亡くなっているのではないのです。ですから肺に水が入らないので遺体が浮上してこないのです。沈んだままという状況なのです。ですから、通常プールで水死するような形で亡くなっているわけではないので、けがをして息ができなくなって窒息で亡くなっているということですから、一旦、底に沈んでしまうと浮上してこないという問題があるのです。

これは昭和三陸も 3,000 人亡くなったのですが、1,500 体の遺体が見つからなかったのです。これは帝国海軍が全力をあげて捜索したのですが、結局 1,500 体しか見つかっていないのです。ですから、通常の水死ではないということで遺体捜索も少し考えておかないと、浮上した遺体を収容するという従来の水死体の取り扱いでは、非常に捕捉が難しくなるということも頭に入れておいていただきたいと思います。

- ありがとうございます。
- ほかにございますか。特に副大臣あるいは局長、よろしいですか。ありがとうございます。
- それでは、今の御意見をしっかり踏まえながら、今後の対応を進めていきたいと思えます。

次の議題に移らせていただきます。次の議題は大雪の被害と首都直下地震の想定を踏まえた放置車両対策でございます。政策統括官から。

- それでは、資料 5 をご覧いただきたいと思います。この冬の大雪被害と首都直下地震の想定を踏まえた放置車両対策についてでございます。

大雪の場合、現行法、道路法でございますけれども、道路管理者が車両をレッカー移動させることは可能とされてございます。ただ、傷をつけてはいけないということが前提になってございますので、破損させて移動させるということは認められてございません。

また、首都直下地震などの大震災の場合には、道路上に大量の倒壊建物や瓦れきなどとともに、滞留車両あるいは放置車両が発生することが想定されます。こうした場面では、車両を破損させてでも通行路を確保することが必要でございます。しかも災害の現場のみならず、周辺といいますか、郊外からの現場へのアクセス道路上でもそういった車両がある可能性がございますので、そうしたものを排除する措置が必要であると考えています。

したがいまして、次の降雪シーズンを見据えまして、道路管理者が通行空間の確保に支障があると認めるときは、やむを得ない限度において車両を破損させてでも自ら放置車両を移動することができるように、災害対策基本法の改正案を提出したいと考えております。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

今、説明がありましたように、2月に山梨で140センチという史上初の豪雪がありまして、このときに非常に車が放置というか、とめられたまま滞留していて、これによって雪かきが非常におくれたというのがあります。むしろ雪害のときも当然そうなのですが、地震のときにはもっとこれが深刻な状況ですし、1分1秒を争うこととなりますので、官房長官とも座長とも相談をさせていただいて、できるだけ早い対策が必要だろう。67条の2でレッカー移動はできますが、しかし、実際に破損させたときの規定がございませんので、地方公共団体はどうしてもその辺で腰が引けてしまうということでもございましたので、この対応をしていくことがあるだろうということで、この臨時国会はスピード感を持ってやりたいと思っております。皆さん方から御意見を頂戴できればと思います。

○ 国土交通省の取組について、お話を申し上げたいと存じます。

7月17日に国土交通省南海トラフ巨大地震また首都直下地震対策本部会議におきまして、首都直下地震が発生した際の道路啓開につきましては、都心に向かって8方位同時進行で啓開をする。具体的な実効性のある行動計画を年内に策定することといたしております。また、道路上の障害物をいかに早く除去するかが大事でありまして、放置された車両の取り扱いには特に重要な課題だと考えております。

今、大臣から御報告がございましたが、災害対策基本法の改正におきましては、道路管理者による放置車両の円滑な移動を可能とし、迅速な除排雪や道路啓開、緊急車両の円滑な通行の確保等に資するものであると考えておりまして、国土交通省といたしましても、内閣府や関係省庁としっかりこれから協力をして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 参考になると思うのですが、3.11のときに東京で交通渋滞が起こったのですが、これは140万台のカーナビのデータを解析すると、震度5強のところで一瞬にして渋滞が始まっているのです。延長900キロにわたったというのです。その一番の原因は実は、そのとき動いていた車が問題ではなくて、地震が起こってストップしていた車がガレージとかいろいろなところから出てきて、これが交通量をふやして渋滞を起こしているということがわかってきたのです。

ですからこの放置車両の問題は、そのとき動いている車だけが対象ではなくて、その

とき動いていない車が地震が起こったので動き始める。つまり、心配になって車でどこかに行くということがふえて、車両の数がふえることによって渋滞が一層激しくなっているという実態がわかりましたので、要するにそのとき道路が動いている車だけではなくて、ガレージに入っている車が動き出さないようなこともついでに言っていただいたほうが、この放置車両の問題は少し緩和されると思います。

○ どうぞ。

○ 災害対策に本来必要な対策が、なぜなかなか難しいのだろうということを今、考えていたのですが、今まで起きたことを一個一個法律で担保しようとする、どうしてもいろいろな例外が次から次に出てきてしまうという現状があるような気がするのです。そうすると、大きな災害対応という意味で、巨大災害のときに例えば危機状況を宣言された状況には、災害対応に対して阻害するような車両に関しては云々というふうに一括して決めてしまわないと、いろいろな条件をつけていく難しいのではないかと。

例えば放置車両という言葉だけでもいろいろな制限があって、人が乗っていると別に放置ではないわけで、でも人が乗っていても邪魔になるときは排除しなければいけないです。そうしたときは、これは放置車両ではないから排除できないとか、そういう基本的にこれまで問題になったことで法律をつくっていくと、いろいろな例外が後から後から出てきそうな気がする、逆に大枠として災害対応に阻害となる車両に関しては云々することができる。当然それは危機状況を宣言した状況とか、条件を設定した上で、そういう大枠でまず切っておくことが必要なのではないかと気がします。

○ ほかにございますか。

統括官、今までのものをフォローしてください。

○ まず、御指摘のありました車が動き出さないというのは、3.11でおっしゃるとおり駐車中の車が急遽出たというものがかなりございます。2つあるかなと思っておりまして、1つはあのころは帰宅困難者に3日間帰らないという周知がされておられません、早く帰すようにという形になっておりましたので、その辺のところをまず周知しておりますので、その辺はさらに徹底したいと思っておりますのと、今回も車は使わないでほしいということ PR させていただいておりますけれども、さらに徹底したいと思っております。

主要道路につきましては、道交法に基づく通行止め等の措置も行うことにしております。

今、御指摘にありました、災害が起きた場合どんなことが起きるか想定しながらというのはおっしゃるとおりでありますので、法律上どこまで書けるかはありますけれども、工夫してまいりたいと思います。

○ 例えば今、委員のあれば、人が乗っていても、例えば車が壊れてしまっている。要するに動かなくなっている中に乗っているという車も、これは除去対象にしないと意味がないでしょうということですね。それは対応は多分、今度の、私が今、言ってはいけな

いのだけれども、それも含めてしっかり検討はしていきたいと思っている。どこまで書き込めるかは。

- 壊れていなくても、何か自分はこの場でいたいとか、いろいろなことを言う人が出てくるはずなのです。だから余り厳密にしておく、非常にそういう場合が、車は動く。嫌だ。俺は行きたいというような人たちとか結構いるのではないかと思うのです。そういうときに非常に危機状況のときには、そういうことは排除できるという状況は必要なのではないか。
- 一応、排除というときは放置車両と呼んでいますけれども、車両に乗っている場合はその人にどこに動けとか、どういうふうにしろという命令ができることになっておりまして、それに従わない場合あるいはいない場合は直接交渉できるという形になっていきます。
- 今、警察担当の秘書官が持ってきましたけれども、実際に地震が起きたときに、緊急道路の指定予定路線に組み入れることができまして、そうすると一般車両は一切通行止め、あるいは検問もあって、そういう対策ができるようなふうなことを調整していこうということで今、取り組んでおりますので、そういう取組は可能だということです。
- わかりました。ありがとうございます。
- どうぞ。
- こういうときの交通規制って非常に難しく、どこかで交通規制、例えば環7でやるわけですね。そうすると、そこで放置車両が大量に出てくる。ところが、そこでどけるといってどこにどけるのですか。どける場所がほとんどないのです。ですから、何台かによりますけれども、ある程度の台数の放置車両を移動させようということを考えると実際は河川敷ぐらいしかなくて、そうすると交通規制をやる場所も問題になってきて、どの程度警察のほうでシミュレーションしているかわかりませんが、実際問題としては非常に難しく、1台どけるだけでも相当な手間があって、それだけの要員が本当にいるのかということも含めて、ちゃんと検証する必要があるのではないかと思います。
- ありがとうございます。

ほかには特にございますか。また最後で総括的なお話の中で言い忘れたことがございましたら、そこでもできますので、それでは、この放置車両対策のことについては、次の臨時国会で対応させていただくということで、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、大規模地震・津波災害応急対策対処方針についてと、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について、一括で説明をしていただきます。政策統括官、お願いします。

- まず資料6をご覧ください。大規模地震対策に関する計画といたしまして、昨年度、大規模地震防災減災対策大綱、青で書いてあるものでございますけれども、これにつきましてこの場で御議論いただき、その後、中央防災会議において決定いたしましたところでございます。今回の大規模地震・津波災害応急対策対処方針は、発災時におけます政府

の応急対策活動の方針を定めるものでございます。

また、南海トラフの地震あるいは首都直下地震につきましても、それぞれ3月に基本計画が定められたことから、今回は被害想定を踏まえまして発災直後から迅速に対応できるよう、救助などの応援部隊派遣、物資調達等のより具体的な応急対策活動に関する計画を作成することとしております。

今回、時間の関係もございまして、現状についての御紹介をさせていただき、詳細につきましましては次回、御議論を頂きたいと思っております。

続きまして、非公表資料1-1というものをご覧ください。対処方針の関係でございます。具体的な内容といたしましては、緊急災害対策本部などの設置の考え方、時系列別の応急対策活動の方針、救助・救急・消火活動、物資調達、輸送活動等の分野別の活動方針について記載してございます。

この資料に大まかな項目を箇条書きみたいになっていますけれども、書いてございますので、これにつきまして御確認いただき、ほかに記載しておくべき事項がないか、特に留意している点がないかという点について、次回、御意見を頂ければと思っております。

資料7をご覧ください。1ページ、南海トラフ地震におけるいわゆる応急対策活動に関する計画でございます。具体計画と呼んでおります。計画策定の目的は3点でございます。

発災後、各機関が被害の全容把握を待つことなく、直ちに行動を開始すること。

2点目として、被害が甚大な地域に人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入すること。

3点目、資源などの絶対的な不足を想定して、事前防災、自助・共助の促進を行うことにございます。

2ページ、今、申し上げましたような目的を達成するために、この計画の内容といたしましては、救助、救急活動などに関する全国的な広域応援をする際の考え方、それを踏まえた部隊の活動規模などの計画。

2点目として、被災地内における医療体制の確保、被災地外への重傷患者を搬送するなどの医療活動計画。

3つ目として、公的備蓄や民間流通在庫の活用、被災地からの要請を待たず物資を供給する計画。

4つ目として、救助等の活動部隊や病院等の重要施設に対し、燃料を円滑に優先供給する仕組み。

5つ目として、これらの救助活動や医療活動等に必要となる防災拠点及び部隊等の移動のために、早急に通行を確保すべき道路等を定めた緊急輸送ルートの設定という構成にしてございます。

続きまして、非公表資料2をご覧ください。この計画により行動を開始する目安でございます。地震の発生地域と震度により判定いたします。今回の計画は科学的に想定し

得る最大規模の地震、すなわち被害想定が示された3連動地震の南海トラフ巨大地震を想定した計画です。これより規模の小さい地震、例えば東海地震などの単発、単動地震。東南海・南海などの2連動地震につきましては、3連動地震への対応計画をベースに応援先をより重点化するなどにより対応することが可能だと考えられますけれども、平成18年度に策定されました2つの既存計画の見直しを含めまして、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

2ページ、最大規模の地震が発生した場合には、全国に影響が及ぶ地上災害となりますので、災害対策基本法第105条によりまして、災害緊急事態の布告を行うこととしております。また、同法108条の対処方針におきまして、被災地外の国民、企業への協力要請をすることも必要だと考えております。

3ページ目以降は構成内容の詳細でございますので、今回の説明は省略させていただこうと思っております。次回の実行会議でも御議論いただきまして、最終的には中央防災会議の枠組みにおいて決定することを予定しております。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

特に南トラ地震対策については9県の知事の組織もございまして、この実行会議で今日は河野委員に御出席いただいておりますが、改めて9県の知事から意見を頂戴して、参考にしていきたく思っております。もし河野知事からここで何かございましたら御意見を頂いて、その上で皆さんから御意見を頂きたいと思っております。

○ ありがとうございます。

南海トラフの対策を進める9県の知事会議であります、南海トラフの特措法が定められて1つの区切りかなという議論もあったわけではあります、さらに具体的な議論を進めていこうということで、継続的に引き続き協議を行っておるところであります。

具体的な体制作りは、国の具体的なこういう計画作りと合わせて調整を進めることが必要でありますので、ぜひ9県知事会議ともこういう場で連携をとらせていただきたいと思いますと考えております。

九州ブロック全体としても、先ほど冒頭申し上げましたような体制作り、さらに県内におきましても県内には今、12カ所の後方支援拠点を定めて、計画作り、それぞれの段階で、それぞれのレベルで進めておりますので、そういった動きとこういう動き、国の動きをしっかり連携を図らせていただきたいと思いますと考えております。

○ ほかに何かございますか。どうぞ。

○ 本日いろいろと御説明を頂きましたけれども、消防団といたしましても、できる限りお役に立てられるように努力していかねばならないと考えております。

その前提で申し上げますけれども、大災害時の対応体制につきましてはありますが、昨年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が古屋大臣御先頭の御尽力によりまして成立をいたしましたけれども、まさに画期的なものであるとありがたく

思っておる次第でございます。同時に、この法律の趣旨を生かすよう、私どもも努力していかなければならないと考えております。

日本消防協会におきましても、総務省、消防庁などの各省の御協力のもと、初めてこの地域の総力を結集する地域防災力強化に向けての国民運動的な大会を開催いたします。せっかくの法律でございますので、大災害時の体制につきましては、この法律に定めておりますように、消防団が中核となりながら、地域の皆さんの総力を結集した地域防災力を強化することが重要であり、そのためにも国、地方公共団体も必要な支援措置を講ずるということを、今後明らかにしていただいておりますでしょうか。

また、大災害時の消防団の対応についてでありますけれども、消防団は全国隅々にまで存在しております。最も身近な立場から被災地の生々しい報告を発信することができるはずでございます。消防団の装備は全体といたしましてはまだまだ十分とは言えませんが、そのような役割を持たすことができるように、特に消防団の情報関係の装備につきましては、政府の推進に御配慮をお願いしたいところでございます。このことは国民の皆さんの安全向上に直結するものと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 南海トラフは都道府県レベルではかなり対応が進んでいまして、実は私は今、高知県の特に救助、医療の問題と燃料供給の問題の委員長をさせていただいているのですが、非常に個別的、具体的な対応をしておりますので、これは高知県だけではなくて被災県は大体そういうふうな進捗だと思いますので、これから国がそれをまとめていただくときにぜひ、初めから府県が現状どうなっているという事情を反映したものにしていきたい。そうしないと国が1つの方針をつくられたときに、またこれを変えなければいけないという問題が実は出てきますので、結構やはり万単位で犠牲者が出るということで、どの府県も非常に具体的に検討を進めていますので、国と連携してそういう問題を解決するという形で、この対処方法を決めていただければいいと思っております。
- 貴重な御提言ありがとうございます。

いずれにしても南トラ地域の対象9県の知事とは、できるだけ早い機会にこの実行会議の中でも意見交換をぜひさせていただければと考えております。そのときにはぜひそういう意見をしっかり拝聴させていただいて、対応に反映させていただきたいと思っております。

どうぞ。

- 非常にかちとした計画をつくっていただいて、随分きちんとした計画になってきたなど安心しているのですが、非公表資料2のところに地図が出ているのですが、今、古屋大臣がおっしゃったように、どうしても今まで南海トラフに関しては国と、赤とか黄色が出ている都道府県の協力の下という言い方が多かったのですが、この国難に

国として対応するためには、例えばこの地図で言うと白い府県、地図が白くなっている府県がどういう活動をしてくれるかということが、非常に大きいのではないかと思います。

そのときに、やはりこれだけ大規模な国としての災害対応ということは、被災地と国という枠組みを超えて、むしろより健全である府県がこの地域に対してどう活動をしてくれるかという構造も含めて計画として立てていただければ、非常に分厚いものになるのではないかと思います。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 応急対策処の方針の部分で少し細かい話になって恐縮ですが、8ページのところに南海トラフ地震の現地対策本部の設置という記述がございます。その(3)の3のところ、九州地方においては具体的な現地対策本部の設置については場所が未定ということでございますので、早急に設置場所を決めていただければと思っているところですが、ちなみにであります、本県におきましては現在、危機管理部局が入っております庁舎がかなり大規模な地震には対応が難しいということで、国の現地対策本部の設置等も見込んだ防災拠点庁舎というものを今、整備を進めておるところでございますので、参考までに申し上げます。

以上であります。

○ ありがとうございます。これは承っておきましょう。どうぞ。

○ 1つはいろいろなケースが考えられて、想定どおり起こればいいのですけれども、東海地震だけ起きてしまったとか、東海と東南海だけという、その次がある場合が昔から議論されているのですけれども、ややこしくて、何時間後あるいは何十時間後に起こるものをある程度推定しながら資源を温存しておく必要もあるので、その辺も幾つかシミュレーションしておく必要があるかなということが1つ。

具体計画の目的のところでは直ちに行動を開始する。まさに非常に重要な点なのですけれども、これだけこの巨大になってきて資源が相当足りなくなる。全体的にです。自衛隊を東日本大震災以上に動員するのは難しいし、緊急消防援助隊も警察のほうもなかなかそれほど増やせない。そうすると相当貴重な資源を配分するということなので、一度間違えとなかなか訂正が難しいということを考えて、この推定のシステムをよほどちゃんとしておくかなければいけないだろう。

どこが一番ひどいのか。想定どおりにはならないわけですから、それをできるだけ早く捕まえるという、そういう体制をとっておく必要があつて、1つは推定システムでDISというものをとにかく改善していく、津波のものをきっちり入れて、できるだけ精度を高めていくということと、実際の被害をフィードバックされて、うまくそのシステムを実被害に近づけていくということ、そういうことが1つ必要なのと、恐らく特に人的被害では、市町村のほうにいろいろ聞かなければいけなくて、市町村がしっかりしてくれないと、多分避難状況、行方不明の状況というものを把握できない。かなりアバウトに

やると全住民がやられたようなことになってしまう。ですから、できるだけそういう人的被害が推定できるような情報を、早く市町村経由あるいは別のルートでもいいのですが、集める仕組みをつくって、それをもとにして広域応援なり全体的な支援の計画に反映させなければいけない。そこは非常に今まで余り経験がないので、東日本がかりうじて経験があるぐらいなので、その辺をしっかりとやる必要があるだろうと思います。

- ありがとうございます。どうぞ。
- これまで余り議論されていないのですが、いわゆる起こってから1カ月以内の応急活動そのものではないのですけれども、被災地人口が約6,000万人ですから、小中高等学校が随分大きな被害を受ける。そして、そこの子供たちの教育をどうするかということはとても重要なのです。

というのは、校舎そのものがやられるということが随分広がりますので、例えば高知県の被災地の子供たちを高知県の被災地で教育するというのは不可能なので、愛媛県とか広島県で預かってもらわなければいけないということが起こると思うのです。これは実は昭和34年の伊勢湾台風のときそうだったのです。三重県の小中学生が岐阜県に疎開したという映像も残っておりますが、あれと同じことが起こると思うのです。小中学校が大きく被害を受けて、子供たちの教育する場所がない。それは被災地に長期学校に行かずに、子供たちが家にいるというのは問題がありますから、今から例えば和歌山県の子供たちは大阪に行くとか、徳島県の子供たちは香川県に行くとか、そういう広域の教育というものを考えておかないと、大混乱が起こるということです。ですから、起こってからでは遅いものですから、起こった直後に事前の計画どおりに進行させるということをやらないと、本当に大変なことになりますので、学校教育だけはきちんと進むようにお願いしたいと思います。

- 貴重な御意見ありがとうございます。今日は文科省、関係省は来ていないですね。事務局ぐらいかな。しっかりメモをとっていただいているので、対応してください。

ほかにございますか。よろしいですか。次は報告事項になります。

- それでは、報告事項になります。

まず国連の防災世界会議についてでございます。

前回も御説明させていただきましたが、その後の準備状況等について御説明させていただきます。資料8でございます。

国内では、本年2月に学識経験者、防災関係機関、仙台市、東北4県等の委員で構成される国内準備会合を立ち上げまして、兵庫行動枠組の後継枠組み、いわゆるポスト兵庫行動枠組に対します我が国の提案内容、それから、幾多の災害から得られた教訓、防災技術・ノウハウ等の我が国の知見の発信内容、3つ目として、東日本大震災からの復興や被災地の振興の発信内容について検討を行っているところでございます。

また、開催都市の仙台市では、地元関係機関や政府が連携して会議の開催準備を行う実行委員会を4月に立ち上げ、関連事業や歓迎事業の準備を進めているところでござい

ます。今月 11 日からは広く一般公開により、防災や復興に関する発信を行うパブリックフォーラム、いわゆるシンポジウムとか展示等がございますけれども、その募集が開始されまして、いよいよ会議を盛り上げていく気運が高まってまいったところがございます。

こうした事業は我が国の防災技術や防災体制の仕組みを、前回御指摘いただきましたとおり、発展途上国にとっても受け入れられやすい形で世界に積極的にアピールする重要な機会でございます。経団連を初めとする経済界、学会等に積極的な参加を働きかけているところでございます。

また、仙台市と協力し、ポスターやピンバッジの作成を行い、本会議の広報に務めているところでございます。お手元にピンバッジを配付させていただいております。

国連の動きといたしましては、3月に国連加盟国の地域代表で構成されるビューローがジュネーブに設置され、世界会議の構成や主要なテーマ等について検討が行われております。今月の14日から15日にかけて、第1回政府間の準備会合がジュネーブで開催され、我が国よりポスト兵庫行動枠組の策定に向けた考えを表明するとともに、開催国としての準備状況を説明いたしました。

また、6月にバンコクで開催されたアジア地域プラットフォームを初め、各地域での準備会合に積極的に我が国として参加し、世界会議への閣僚級の参加を呼びかけております。今後とも第3回国連防災世界会議の成功に向けて、国連、仙台市を初めとする関係自治体と緊密に連携を図りながら、関係省庁一体となって準備を進めてまいりたいと思っております。

○ では、最初の報告が1つ終わったところで皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

過日、よく国連でこの関連のシンポジウム等々を日本主催で開かせていただいて、実は私も出席してプレゼンする予定だったのですが、ちょうど台風8号が来まして総理大臣が外遊でいない、防災担当大臣もいないというのは極めて危ないだろうということで、危機管理上の問題から私はとどまっておりまして、ちょうど国連防災大使の菅沼さんを1カ月ほど前に指名したところでございましたので、国連防災大使に全部対応していただきました。

何か国連の会議で御意見とかございましたら、いかがでございましょうか。

○ 国連の会議ですから国際防災・減災戦略のほうはかなりイニシアチブをとっていると思うのですが、日本政府としては阪神・淡路大震災の後、ずっと防災についてどういう政策を展開してきているかということ、特に途上国に向けて発信していただきたい。これは実は本当に情報が出ていないのです。ですから、中央防災会議がいろいろな検討をしながら、現実はどういう対策を講じてきているかということ、わかりやすく途上国に発信するというのは、とても重要な使命だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ ありがとうございます。それは非常に重要な指摘で、特に私も今、この関係者には伝

えているところなのですが、途上国、特に東南アジアでああいった大きな災害が起きていますので、むしろ支援というよりは、どちらかと言うとハードのレーダーの最新版とか、そういうものはとっていますけれども、むしろソフトウェアの部分なのです。これによって人の命を救える比率が飛躍的に上がりますので、そういったことをしっかりこの国連防災会議の場で広めていくということ、我が国の知見を広めていくことが必要です。

ちなみに私、今年1月にキューバを訪問してきましたのですけれども、先ほども議論がありましたサンディとかカトリーナ。カトリーナはキューバはもちろん台風の通り道ですけれども、死者ゼロです。サンディが最悪に人が死んだと言っていましたが、11名だそうでありまして、社会主義国で貧乏な国ですから、全く施設は立派ではありませんけれども、1,200万人の住民の避難計画は一人一人分が全部でき上がっているのです。個人情報保護ということがないということもありますが、それができ上がっていて、これはいい例だと思うのです。

キューバの関係者をぜひ呼んで、そういったワーキンググループとか、いろいろサテライトの会場をたくさんつくって、そういったPRもしっかりしていこうというような計画を今、実はいろいろ考えております。

○ 実は横浜でやった会議で私も発表したことがあるのですけれども、委員のおっしゃっているとおりで、1つは政府のほうはこれまでどういうことを日本政府としてやってきたのかという説明なのですが、もう一つは研究者のほうから、そういう政策を打ってきて改善点はあるのだけれども、なお残されている点はいっぱいあります。やはり政府だけだと手前味噌というか、そういうふうになりがちなので、研究者の側からも改善点はあるのだけれども、委員みたいな人が課題はいっぱいありますよという話も同時にしていただけると、大変いいのではないかと思います。

○ どうぞ。

○ いつも気になるのですけれども、内閣府防災で重要な報告書なんかを英訳していただいているのです。ところが、日本語のバナーに入って In English を開くと PDF が出てくるのです。これは海外の方は内閣府防災のところに入れたいではないですか。ですから例えば Japanese government disaster と入れたら英語のあれが内閣府のやつが出てくるようにしないと、英語の PDF を幾ら提供しても現地の方はわからないですよ。

ですから、せっかく英語のいろいろな刷り物をつくっていただいているのに、日本人しかアクセスできないという状況になっていますので、何とか外国から直接そこに入ってくれるような仕組みを、国連防災会議をきっかけに、何かきっかけがないとやれないでしょう。

○ 重要な御指摘で、先ほどの御指摘もそうなのですけれども、東日本大震災以後、我が国の防災政策というパンフレットの更新がおくれておりまして、今、至急更新中のございますので、その更新とあわせましてホームページの改善も図ってまいりたいと思いま

す。

- 大変鋭い指摘をありがとうございました。

それでは、私のほうから、せっかくこうやって国連防災会議が日本で開かれますので、ましてや仙台を中心とする被災地で行われますので、ぜひ実行会議の委員は専門家ばかりでございますので、皆様方のパイプ等々、人脈を通じていろいろな取組をしていただけるといふところがあれば、前向きにお働きかけを頂きたい。恐らく皆さんもいろいろ始まりますと、多分出席依頼が山ほど来るのではないかと思いますけれども、ぜひそんな前広な口添えをよろしくお願い申し上げたいと思います。いろいろございましたら、事務局にすぐ伝えていただければ、速やかな対応をさせていただきます。

ほかにご覧いませんか。では、次の報告事項に移ってください。

- それでは、資料9をご覧ください。津波防災の日に関する取組について御説明いたします。

平成23年に制定された津波対策の推進に関する法律におきましては、11月5日、これは「稲むらの火」で有名な日ですけれども、津波防災の日と定められておりまして、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事の実施に努めるものとされておりまして、これを踏まえまして、内閣府防災では、津波防災の日を中心に全国8カ所で地震・津波防災訓練を実施するほか、非常災害対策本部の設置訓練を予定しております。

また、2ページ目をご覧ください。と思いますけれども、気象庁におきましては緊急地震速報の訓練を実施するなど、関係省庁においても様々な訓練が予定されております。さらに内閣府防災から地方公共団体や民間企業等に対して訓練実施を呼びかけたところ、これまでに200以上の団体から訓練実施の情報が寄せられております。これらの訓練の実施に合わせまして、11月5日に仙台市において津波防災の意識啓発を図るシンポジウムを開催するとともに、津波防災の日のポスターを都道府県、市町村、学校、各鉄道の駅、郵便局等を対象に配付いたしまして、津波防災の日の普及啓発に努めているところでございます。

津波被害による人的被害は、住民の迅速な避難によって飛躍的に軽減することが可能です。内閣府といたしましては、11月5日が地震・津波防災訓練の日として定着するとともに、地震・津波防災が国民運動となるように、しっかりと取り組んでまいろうと考えております。

お手元の資料、後ろのほうに個別の内容を記載させていただいておりますが、省略させていただきます。

以上です。

- ありがとうございました。特に御質問等はございますか。
- 参考までにとのことですが、本県は11月5日に日南で避難訓練を行うということで、鶴戸神宮のある鶴戸地区であります。先日は夜間の避難訓練なども行ったり、非常に積極的に取り組んでいるところでありますが、県としてはそのような、この日に

はということではありますが、九州ブロック全体での総合訓練を10月19日に行うこととしております。九州・沖縄8県と国の関係機関に参加を頂いて、今、参加人数は全体で1万人ぐらいの規模になるのではないかと考えておりますが、こういう機会に啓発も兼ねて実動訓練を行ってまいりたいと思っております。

また、参考までにですが、宮崎県は県防災の日というのは5月の第4日曜日に別途定めております。といいますのは、宮崎における自然災害というのは梅雨時期の豪雨、台風でありますので、その前に啓発を行っていかうということでございます。したがって、5月の第4日曜ですとか、もちろん9月1日の防災の日もあります。そして11月5日、いろいろな節目節目を捉えて地震・津波を含めて啓発を行っていかう。そういう年間を通じてということと考えております。

○ ありがとうございます。

2年前にできた法律ですが、実は南海トラフ地震の対象地域に大きな市の市議員が大勢見えまして、私は11月5日は何の日か御存じですかと。誰も知りませんでした。これはPRがいかに不足しているかという我々の反省でございまして、今年予算、補正予算を含めて2億円計上しまして、この広報活動に当たらせていただきたいと思っております。ぜひ委員の方におかれましても、関係者の皆さんに広くこの津波防災の日をPRしていただきたい。

ちなみに、今、資料9の別紙1をご覧くださいなのですが、4ページぐらいでしょうか。日本地図が書いてあります。今度の津波防災訓練はみんな太平洋側なのです。日本海側がないので、実は日本海側もちろん地震は想定を今してございまして、いろいろまた近々に発表しようと思っておりますが、能登沖地震が63年だったのですが、あれで100人津波で亡くなっていますし、奥尻島でも230人が津波で亡くなっていますので、津波の高さはそんなに大きくはないのですが、到達時間が短いということです。これは日本海側もしっかり訓練に参加をしていただく地方公共団体をつくらなければならないと思っております、ぜひ委員の皆様方でもそういったお声がけができる場所がありましたら、ひとつお声がけをよろしくお願い申し上げます。また、内閣府にも連絡をしていただければ、しっかり地方公共団体とも連携をとっていきたいと思います。

○ その意味では、日本海中部地震が1983年に起こって、実は秋田市の沖が今、空白域になっているのです。ですから、あの線上で今お話があったように新潟地震とか、北海道南西沖地震が起こっていますので、特に東北の日本海側は要注意なのです。ですから今、大臣がおっしゃったように、少しそういう視点で訓練をやっていただかないと、ほとんどが日本海側はそのものが起こらないというふうにみんな思っていますので、注意を喚起する意味でも、秋田市ぐらいで1回やっていただくのがいいのではないかと思います。

○ ありがとうございます。ぜひ今の御意見を聞きながら。

○ 貴重な御意見でございますので、ぜひまた県のほうとも連携をとりまして、つくってまいりたいと思います。

○ では、BCPをお願いします。

○ 資料 10 をご覧いただければと思います。各府省におけます業務継続計画の改定状況についてでございます。これまで各省等におきまして、それぞれ業務継続計画を策定していただいておりますが、本年 3 月 28 日に政府業務継続計画の閣議決定をいたしましたので、それを受けまして各府省等におきまして概算要求を視野に入れながら、それぞれの業務継続計画の改定をお願いしてきたところでございます。

これを踏まえまして、7 月末までには 17 の省庁等で改定される見込みとなっており、残りの 9 府省等につきましても、8 月中には改定される見込みとなっております。

また、今後はこれらの計画の適切な評価を行い、その実効性の確保に努めていくことが必要であると考えまして、6 月に政府業務継続に関する評価等の有識者会議というものを内閣府に設置いたしまして、評価の項目及び手法等について検討を進めているところでございます。委員につきましては資料 10 の下に書いてあるところでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ ありがとうございます。BCP について何か御質問は。よろしいですか。

委員から資料を配付いただいているようでございます。御説明を頂ければと思います。

○ 資料 11 で準備していただいております。これは今年度取り組む内容なのですが、障がい者党の防災を考える研修会といたしまして、今まで災害時要援護者の取組をずっと、ここの主催は福祉フォーラム in 別杵速見実行委員会といたしまして、構成団体は障害当事者、保護者、支援者。この方たちが地域で共に生きるということをテーマに、皆さんたちでどういう不具合があるのかとか、どんなことをしていけばいいか。自分たちはどうすればいいのかということを毎回話し合っているメンバーたちなのですが、私がかかわったのが 2007 年から、このメンバーの方たちと共に災害とか防災のことについて勉強会を始めております。

要援護者と言われるような障害をお持ちの方々と避難訓練等もずっと行ってきただけなのですが、いろいろな施策の中に要援護者、その中に障害者という言葉は出てきますが、障害も見えていただいたらわかるように種別がたくさんあります。もちろん支援する側も、この障害の種別の方によってどういう支援が必要なのかということを示していかないと、障害者という言葉だけでは支援のやり方もわからない。非常にとまどいがあるということも踏まえまして、今年度は当事者の方々。このメンバーのすごく珍しいところは、それぞれの障害に特化している方々が団体で具体的な行動をしていることが多いのですが、いろいろな種別の方々が集まって一緒にいろいろ議論をやったり、提案をしていくというのが非常に珍しいのですが、この人たちがそれぞれ自分たちの障害についてどんな災害時に課題があるのか。私たちはどこまでできるのか。できない部分はどこで、どういうことをお願いしないといけないのかということをはっきりとしたいということを、今年度かけてやろうと思っておる内容です。

7月27日、先般の日曜日なのですけれども、まず災害のことを詳しく知らないで、そのことに対して自分たちがどう対応できるかというのはわからないので、京都大学大学院の竹村先生は大分県の中のいろいろな調査とかも進めてきてくださっていますので、先生からまず、大分県ではどんな災害に見舞われるのか。自分たちはどんなことが懸念されているのかということをもまず知った上で、具体的にそれぞれ種別に皆さん集まっていたいただいて、それに応じてどうするのかということをも今後やっていこう。その中から皆さんたち一般の方々や行政の方、自分たち自身も含めてどう対策をとっていくかということをもこの中から見つけ出していこうというのが、年間11回の内容でやっていこうと企画をしている状況でございます。

これで全てが解決するとは思いませんけれども、今まで種別について具体的にやられているということ、これが全体的にまとめてきているということがなかなかないもので、今年度こういう形でやっていこうと思っております。

ぜひ、先ほど内閣府の方からもこちらに来ていただくような話もしていただきましたので、これがうちだけではなくて、ほかのところでもこういうようなことがなされて、当事者と言われる方だけではなくて、支援者の不安も解決できるように、少しでも多くの命が助けられるようなことにつながればいいと思って企画をしている状況でございます。

説明は以上です。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 障害者の防災対策とか支援、まさにこのたびの災害でも大変大きな問題になってきたと思います。

そういう中で今、委員がおっしゃったように、災害対策基本法に基づく要援護者対策といったものはあっても、まさにきめ細かく中身はどうかということになりますと、まだまだ進んでいない面が多いと思います。こういう障害者の防災を考える研修会というものを企画していただいて、こうやって本当にスタートを切っていただくというのは大きな一歩になると思いますので、今後、情報を密にさせていただいて、厚労省としても障害者福祉の観点から、しっかりと防災対策として進んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

○ ほかにございませんか。どうぞ。

○ 障害者のそれぞれの障害についての対応というのは、どこの場所でも、例えば私の職場の大学でも必要なもので、ぜひ研修会には参加できないのですけれども、アウトプットを何らかの形で公表していただくとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 最終的には報告書等にまとめるつもりにはしておりますので、そちらを皆さん方にも配布したいと思っております。

○ 今日は首都直下と南海トラフの地震、津波が中心で議論いただいたのですけれども、

台風シーズンに入っていて、この前の台風8号のような特別警報を二度にわたって出すとか、そういう混乱が起こっては困りますので、特に超大型台風が東京湾めがけてやってくるということを想定いたしますと、100万人単位で避難していただく必要がありますので、先々にいろいろ政府自治体対応していただかなければいけませんので、その辺の最低限必要なものを内閣府防災から少し自治体に向けて出していただきたいと思いますので、その辺の最低限必要なものを内閣府防災から少し自治体に向けて出していただきたいと思いますので、その辺よろしく思うのです。

過去と違って高潮の危険があるのは100万人単位ですから、そんなものを3時間とか4時間前に避難勧告が出て逃げ切れないのです。ですからそう考えますと、これまでと違うやり方で対処しないと、本当に大変なことになると思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

- どうぞ。
- 東日本大震災は、津波被害が大きかったということと、原子力の被害が起きたということが象徴的だと思っているのですが、今回の資料を見させていただいても、津波防災に関しては、かなり進展していると思います。ただ、自治体でも国のほうでも自然災害に対する防災と化学物質事故対応というのが、相変わらず分離しているような気がするのです。特に原子力立地地域では地震対応だ、原子力だってばらばらにやっている余力は実はなくて、防災国日本としては、化学事故防災の中にもっと自然防災のこういう研究成果を入れていかなければいけないし、逆に自然災害の中にも、ややもすると化学物質による危険性が必ずしも今まで余りなかったので見落としされているところがある。やはり化学物質事故対応を防災と自然防災というものがそろそろ大きな融合を図って、それこそ科学技術立国の日本における防災方針というものが出てくる時期に来ているのではないかと思いますので、今後、御検討いただければ幸いです。
- 貴重な御意見ありがとうございました。
政府側からございますか。どうぞ。
- 防衛省でございます。

先ほど委員のほうから、例えば東海と東南海地震がタイムラグがあって一遍に発生しなかったケースということがございました。そういった場合の自衛隊の投入の方法というようなこともありましたが、さきの東日本大震災では逐次投入などといって御批判のあったところでもございますので、防衛省、自衛隊としましても様々なケースを想定して、また、そういった災害の混乱に乗じて島嶼部などの着上陸などにも備えていかなければいけないということでもございます。

特にこういった面においては、在日米軍とも連携をさせていただいて、そして今回、御承認いただいたワーキンググループの中でも、標準化なども含めて在日米軍とも連携をとらせていただきたいと思います。また、昨年度からは日米共同で統合防災訓練というものもさせていただいているところでございます。いずれにしましても、今日は貴重な御意見を頂きましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

- 時間が過ぎてしまいましたが、大体皆さんから議論を頂戴いたしました。頂いた議論、御意見については、しっかりこちらでも精査をさせていただいて、今後に反映をしていきたいと思っております。次回も引き続きよろしくお願いを申し上げます。
- 今日配付した資料のうち、一部については非公表という印を出させていただいておりますので、ぜひ御如才なきことながら、取り扱いには御注意を頂きたいと思っております。
- それでは、これもちまして本日の実行会議を終わります。ありがとうございました。